

企画競争実施結果の公表について

令和4年3月3日

北海道開発局留萌開発建設部

1 業務名:留萌開発建設部管内 道路気象情報提供
 特定企業 企業名:一般財団法人日本気象協会北海道支社
 住 所:北海道札幌市中央区北4条西23丁目
 代表者:支社長 川上 俊一

決定日:令和4年3月1日

評価項目	評価の着目点			評価のウェート	(-財)日本気象協会北海道支社	
	判断基準					
技術力に関する要件	業務分担及び業務実施体制の妥当性		気象業務法第17条の予報業務許可事業者であり、予報の対象とする区域に「北海道」が含まれていること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	数値化しない	○	
法人の同種又は類似業務の実績	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務の十式の内容	平成24年度以降に業務の実績がある場合は下記の順位で評価する。(令和3年度完了予定の業務も対象とする) ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外の場合は特定しない。	①10 ② 5 ③特定しない	10
業務実施体制に関する要件	業務分担及び業務実施体制の妥当性		業務実施に必要な分担が的確に記載されている場合は評価する。 なお、下記に該当する場合は特定しない。 ① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。 ② 再委託の内容が主たる部分の場合、再委託理由が記載されていない場合又は不明確な場合。 ③ 記載がない場合。	数値化しない	○	
配置予定管理技術者の資格及び実績	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	下記の順位で評価する。※1 ① 気象予報士資格かつ技術士資格(総合技術監理部門、建設部門又は応用理学部門)を有する者。 ② 気象予報士資格かつRCCM(道路)を有する者。 ③ 気象予報士資格を有する者。 ④ 上記以外の場合は特定しない	①10 ② 5 ③ 0 ④特定しない	10
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	平成24年度以降に業務の実績がある場合は下記の順位で評価する。(令和3年度完了予定の業務も対象とする) ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外の場合は特定しない。	①10 ② 5 ③特定しない	10
	情報収集力	地域精通度	過去10年間の当該部局・周辺での同種又は類似業務の実績の有無	下記の順位で評価する。 ① 留萌開発建設部管内の業務実績あり。 ② 道内(上記以外)の業務実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	①10 ② 5 ③ 0	10
配置予定担当技術者の資格及び実績	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	気象予報士の資格を有する者が3名以上記載されている。 なお、上記以外の場合は特定しない。	数値化しない	○

設備及びシステムに関する要件	業務の遂行に必要となる設備及びシステムの保有状況	本業務の実施に当たり、道路気象情報提供のために必要な情報の収集及び提供を行うためのシステムを構築していること。なお、上記以外の場合は特定しない。	数値化しない	○	
実施方針・実施フロー	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5	4	
	実施手順	実施体制(予報資料の収集、解析、提供)、予測作業フロー、緊急時の体制について正確で信頼性が高い場合に優位に評価する。	5	4	
特定テーマに対する企画提案	特定テーマ 急激な気象変化時における情報提供時の留意点について	的確性	地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10	8
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に評価する。	10	10
	実現性		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	10	8
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業、一般事業主行動計画算定企業)		1～3段階目の認定を取得(1及び2段階目においては「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしていることが必要。)している場合及び一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である場合には優位に評価する。 ① 1段階目: 1 ② 2段階目: 2 ③ 3段階目: 3 ④ 行動計画: 0. 5 ⑤ 記載なし: 0	3	3
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)		「くるみん認定」(旧基準)、「くるみん認定」(新基準)及び「プラチナくるみんの認定」を取得している場合には優位に評価する。 ① くるみん : 1 ② プラチナくるみん: 2	2	—
	青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を取得している場合には優位に評価する。	2	—
参考見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない	○	
合　計			83	77	

※1 外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(旧建設大臣の認定者を含む。)(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

なお、企画提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも企画提案書を提出することが出来るが、この場合、企画提案書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには特定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。